

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>I. 目的等</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係）</p> <p>2. 与信事業者の義務等</p> <p>(1) 個人情報の利用目的関係（<u>法第17条～第18条関係</u>）</p> <p>① 利用目的の特定（<u>法第17条関係</u>）</p> <p>② 利用目的による制限（<u>法第18条関係</u>）</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報</p> <p>(3) 個人情報の取得関係（<u>法第21条関係</u>）</p> <p>(4) 個人データの管理（<u>法第22条～第26条関係</u>）</p> <p>1) データ内容の正確性の確保（<u>法第22条関係</u>）</p> <p>2) 安全管理措置（<u>法第23条関係</u>）</p> <p>3) 従業員の監督（<u>法第24条関係</u>）</p> <p>4) 委託先の監督（<u>法第25条関係</u>）</p> <p>5) <u>個人データの漏えい等の報告等（法第26条関係）</u></p> <p>(5) 第三者への提供（<u>法第27条～第30条関係</u>）</p> <p><u>(6) 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第31条関係）</u></p> | <p style="text-align: center;">信用分野における個人情報保護に関するガイドライン</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>I. 目的等</p> <p>II. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義等（法第2条関係）</p> <p>2. 与信事業者の義務等</p> <p>(1) 個人情報の利用目的関係（<u>法第15条～第16条関係</u>）</p> <p>① 利用目的の特定（<u>法第15条関係</u>）</p> <p>② 利用目的による制限（<u>法第16条関係</u>）</p> <p>(2) 機微（センシティブ）情報</p> <p>(3) 個人情報の取得関係（<u>法第18条関係</u>）</p> <p>(4) 個人データの管理（<u>法第19条～第22条関係</u>）</p> <p>1) データ内容の正確性の確保（<u>法第19条関係</u>）</p> <p>2) 安全管理措置（<u>法第20条関係</u>）</p> <p>3) 従業員の監督（<u>法第21条関係</u>）</p> <p>4) 委託先の監督（<u>法第22条関係</u>）</p> <p>[新設]</p> <p>(5) 第三者への提供（<u>法第23条関係</u>）</p> <p>[新設]</p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>(7) 保有個人データの開示（法第 33 条関係）</u></p> <p><u>(8) 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）</u></p> <p>〔削除〕</p> <p>Ⅲ. ガイドラインの見直し</p> <p>Ⅰ. 目的等</p> <p>1. 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎として、<u>法第 6 条及び第 9 条</u>に基づき、経済産業省が所管する分野のうち信用分野（物品又は役務の取引に係る信用供与に関する分野）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び与信事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。</p> <p>本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号、<u>以下「外国第三者提供ガイドライン」という。</u>）、同ガイドライン（第三</p> | <p>〔新設〕</p> <p><u>(6) 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）</u></p> <p><u>(7) 個人データ漏えい等の報告等</u></p> <p>Ⅲ. ガイドラインの見直し</p> <p>Ⅰ. 目的等</p> <p>1. 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）を踏まえ、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎として、<u>法第 6 条及び第 8 条</u>に基づき、経済産業省が所管する分野のうち信用分野（物品又は役務の取引に係る信用供与に関する分野）における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び与信事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援する具体的な指針として定めるものである。</p> <p>本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、通則ガイドライン、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情</p> |
|--|--|

者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（匿名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）が適用される。

2. [略]

3. [略]

4. 信用分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、信用分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要である。

5. 与信事業者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

報保護委員会告示第 8 号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）が適用される。

2. [同左]

3. [同左]

4. 信用分野における認定個人情報保護団体が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、信用分野における事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドライン等に加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である。

5. 与信事業者は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、個人情報の保護に関する法令、通則ガイドライン及び本ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。

II. 法令解釈指針・事例

1. 定義等（法第2条関係）

(1) 「与信事業者」

「与信事業者」とは、個人情報取扱事業者のうち、個人の支払能力に関する情報を用いて割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第1項に規定する割賦販売、同条第2項に規定するローン提携販売、同条第3項に規定する包括信用購入あっせん、同条第4項に規定する個別信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与（以下「割賦販売等」という。）を業として行う者をいう。

(2) [略]

(3) 「本人の同意」

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、法第18条、第27条、第28条及び第31条第1項第1号（与信事業者が個人関連情報取扱事業者から同項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。

同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは別々の書面とし、又は同一の書面であっても個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは明確に区別すること

II. 法令解釈指針・事例

1. 定義等（法第2条関係）

(1) 「与信事業者」

「与信事業者」とは、個人情報取扱事業者のうち、個人の支払能力に関する情報を用いて割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第1項に規定する割賦販売、同条第2項に規定するローン提携販売、同条第3項に規定する包括信用購入あっせん、同条第4項に規定する個別信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与を業として行う者をいう。

(2) [同左]

(3) 「本人の同意」

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、法第16条、第23条及び第24条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）によることとする。

同意を確認する書面においては、個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは別々の書面とし、又は同一の書面であっても個人情報の取扱いに係る条項とその他の契約条項とは明確に区別することとする。また、文字の大きさ、文章の表現その他の消費者の理解に影

とする。また、文字の大きさ、文章の表現その他の本人の理解に影響する事項について、本人の理解を容易にするための措置を講ずることとする。

同意の取得は、本人の同意の意思が反映される方法により行うこととする。

(4) [略]

2. 与信事業者の義務等

(1) 個人情報の利用目的関係（法第 17 条～第 18 条関係）

① 利用目的の特定（法第 17 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

利用目的の特定に当たっては、個人情報の各項目と利用目的の各項目との対応関係を明らかにすることとする。

特に、与信事業者が個人信用情報機関に個人情報を提供し、又は個人信用情報機関から必要な個人情報を取得することについても、利用目的において特定しなければならない。この場合、特定した利用目的について本人の同意を得ることとする。

なお、利用目的を変更する場合で、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行う場合は、改めて本人の同意を得なければならない。

【個人情報と利用目的の対応関係の示し方の例】

[略]

響する事項について、消費者の理解を容易にするための措置を講ずることとする。

同意の取得は、本人の同意の意思が反映される方法により行うこととする。

(4) [同左]

2. 与信事業者の義務等

(1) 個人情報の利用目的関係（法第 15 条～第 16 条関係）

① 利用目的の特定（法第 15 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

利用目的の特定に当たっては、個人情報の各項目と利用目的の各項目との対応関係を明らかにすることとする。

特に、与信事業者が個人信用情報機関に個人情報を提供し、又は個人信用情報機関から必要な個人情報を取得することについても、利用目的において特定しなければならない。この場合、特定した利用目的について本人の同意を得ることとする。

なお、利用目的を変更する場合で、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行う場合は、改めて本人の同意を得なければならない。

【個人情報と利用目的の対応関係の示し方の例】

[同左]

② 利用目的による制限（法第 18 条関係）

[略]

(2) 機微（センシティブ）情報

- 1) 与信事業者は、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者若しくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

[①～④ 略]

⑤ 法第 18 条第 3 項第 6 号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報
を利用する場合、法第 20 条第 2 項第 6 号に掲げる場合に機微
（センシティブ）情報を取得する場合、又は法第 27 条第 1 項第 7
号に掲げる場合に機微（センシティブ）情報を第三者提供する場
合

⑥ 機微（センシティブ）情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用又は保管する場合

② 利用目的による制限（法第 16 条関係）

[同左]

(2) 機微（センシティブ）情報

- 1) 与信事業者は、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号若しくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

[①～④ 同左]

[新設]

⑤ 機微（センシティブ）情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用又は保管する場合

※ 官報に掲載された破産者の情報について、当該破産者の本人確認を行うため、当該破産者の本籍地の情報を取得、利用又は保管すること等。

⑦ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑧ 信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑨ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

2) [略]

3) 与信事業者は、機微（センシティブ）情報を、1)に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第 20 条第 2 項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

4) 与信事業者は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、法第 27 条第 2 項（オプトアウト）の規定を適用しない

※ 官報に掲載された破産者の情報について、当該破産者の本人確認を行うため、当該破産者の本籍地の情報を取得、利用又は保管すること等。

⑥ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑦ 信用分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合

⑧ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

2) [同左]

3) 与信事業者は、機微（センシティブ）情報を、1)に掲げる場合に取得、利用又は第三者提供する場合には、例えば、要配慮個人情報を取得するに当たっては、法第 17 条第 2 項に従い、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされていることなど、個人情報の保護に関する法令等に従い適切に対応しなければならないことに留意する。

4) 与信事業者は、機微（センシティブ）情報を第三者へ提供するに当たっては、法第 23 条第 2 項（オプトアウト）の規定を適用しない

こととする。なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

(3) 個人情報の取得関係（法第 21 条関係）

[略]

(4) 個人データの管理（法第 22 条～第 26 条関係）

1) データ内容の正確性の確保（法第 22 条関係）

[略]

2) 安全管理措置（法第 23 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境の把握を行った上で、これらの安全管理措置を講じなければならない。

[以下略]

■ 組織的安全管理措置

- ① 与信事業者は、個人データの安全管理に関する事項を含んだ個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（以下「個人情報

こととする。なお、機微（センシティブ）情報のうち要配慮個人情報については、同項において、オプトアウトを用いることができないとされていることに留意する。

(3) 個人情報の取得関係（法第 18 条関係）

[同左]

(4) 個人データの管理（法第 19 条～第 22 条関係）

1) データ内容の正確性の確保（法第 19 条関係）

[同左]

2) 安全管理措置（法第 20 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

[同左]

■ 組織的安全管理措置

- ① 与信事業者は、個人データの安全管理に関する事項を含んだ個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、公表し

報保護に関する考え方や方針に関する宣言という。)を策定し、公表しなければならない。

※ 「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」には、例えば、いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等が該当する。

[②～④ 略]

⑤ 与信事業者は、個人データの漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合に対処するための以下の体制を整備しなければならない。

・ 社内での報告連絡体制

[削除]

・ 漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制

・ 経済産業省への報告連絡体制

[削除]

なければならない。

※ 「個人データの安全管理に関する事項を含んだ個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」には、例えば、いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等が該当する。

[②～④ 同左]

⑤ 与信事業者は、個人データの漏えい等の事故が発生した場合に対処するための以下の体制を整備しなければならない。

・ 社内での報告連絡体制

※ なお、個人データの漏えい等の事故が発生した場合のみならず、発生するおそれがある場合についても報告連絡体制を整備しておくこととする。

・ 漏えい等の事故による影響を受ける可能性のある本人への情報提供体制 (本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にするための体制)

・ 経済産業省及び認定個人情報保護団体への報告連絡体制

⑥ 与信事業者は、自己の取り扱う個人データ（受託者が取り扱うものを含む。）の漏えい等に係る二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から以下のような適切な対処を行わなければならない。

| | |
|---|--|
| <p>[⑥~⑧ 略]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人的安全管理措置 [略] ■ 物理的安全管理措置 [略] ■ 技術的安全管理措置 [略] ■ <u>外的環境の把握</u> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>与信事業者は、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人デー</u> | <p><u>ない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事実関係を本人に速やかに通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くこと。</u> ・ <u>可能な限り事実関係等を遅滞なく公表すること。</u> ・ <u>事実関係、発生原因、対応策その他の漏えい等に関する事項を可能な限り速やかに経済産業省及び認定個人情報保護団体に報告すること。さらに所属する業界団体等の関係機関に報告することが望ましい。</u> <p>[⑦~⑨ 同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人的安全管理措置 [同左] ■ 物理的安全管理措置 [同左] ■ 技術的安全管理措置 [同左] <p>[新設]</p> |
|---|--|

タの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3) 従業員の監督（法第 24 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

① 与信事業者は、従業員に対して、法第 23 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、適切に監督しなければならない。

② [略]

4) 委託先の監督（法第 25 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

① 与信事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先における組織体制の整備並びに安全管理に係る基本方針及び取扱規定の策定状況等を選定基準に定め、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法（テレビ会議システム等（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。））を利用する方法を含む。以下、(5)第三者への提供及び、(6)個人関連情報の第三者提供の制限等において同じ。）又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、当該基準に基づき個人データの取扱いに関して適切な者を選定しなければならない。

【選定基準の項目の例】

[略]

3) 従業員の監督（法第 21 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

① 与信事業者は、従業員に対して、法第 20 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、適切に監督しなければならない。

② [同左]

4) 委託先の監督（法第 22 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

① 与信事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先における組織体制の整備並びに安全管理に係る基本方針及び取扱規定の策定状況等を選定基準に定め、当該基準に基づき個人データの取扱いに関して適切な者を選定しなければならない。

【選定基準の項目の例】

[同左]

② [略]

③ 与信事業者は、委託先が契約内容を確実に遵守していることを定期的又は随時に確認しなければならない。

【確認の際の実施事項の例】

[略]

5) 個人データの漏えい等の報告等（法第 26 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、施行規則第 7 条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン 3-5-3（個人情報保護委員会への報告）に従って、個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により経済産業大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合には、経済産業大臣等。）に報告しなければならない。

個人データであるクレジットカード番号については、クレジットカード番号のみの漏えい等であっても、施行規則第 7 条第 2 号の規定する「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するため、留意すること。なお、以下の場合には、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当するものではない。

② [同左]

③ 与信事業者は、委託先が契約内容を確実に遵守していることを確認しなければならない。

【確認の際の実施事項の例】

[同左]

[新設]

- ・ 個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えい等した場合
- ・ 無効化されたクレジットカードに係るクレジットカード番号が漏えい等した場合

(5) 第三者への提供（法第 27 条～第 30 条関係）

① 原則

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、法第 27 条に従い、個人データの第三者提供についての同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、

- ・ 個人データの提供先の第三者
- ・ 提供先の第三者における利用目的
- ・ 第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、個人データの提供先の第三者に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。当該情報としては、次に掲げる例が考えられる。

（例）

- ・ 提供先の第三者の範囲や属性に関する情報

なお、個人データの提供先の第三者における利用目的は、できる限り具体的に記載しなければならない。

(5) 第三者への提供（法第 23 条関係）

① 原則

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

個人データを提供する第三者については、原則としてその氏名又は名称を記載することにより、特定することとする。

個人データを提供される第三者における利用目的は、できる限り具体的に記載しなければならない。

【具体的な記載の事例】

(個人データの提供先の第三者及び利用目的)

| 会社名 | 利用目的 | 利用情報 | 連絡先 |
|-----|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| ㈱A | 与信判断・与信後の管理のため | 2. (1)①の i) ii) iii) iv) | 東京都千代田区 〇〇 TEL △△ |
| | 〇〇事業における 宣伝物等、営業案 内の利用のため | II 2. (1)① の i) ii) | E-mail □ |
| ㈱B | 〇〇事業における 宣伝物等、営業案 内の利用のため | 2. (1)①の i) ii) | 東京都千代田区 〇〇 TEL △△ E-mail □ |

与信事業者は、第三者としての個人情報情報機関に対し個人データを提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。その場合には、個人データが個人情報情報機関の会員企業及び当該個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関並びにこれらの会員企業にも提供されることを書面に明記することとする。その際、個人情報情報機関についての本人の理解を容易にするための措置を講ずることとする。

【具体的な記載の事例】

(個人データを提供する第三者及び利用目的)

| 会社名 | 利用目的 | 利用情報 | 連絡先 |
|-----|---------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| ㈱A | 与信判断・与信後の管理のため | 2. (1)①の i) ii) iii) iv) | 東京都千代田区 〇〇 TEL △△ |
| | 〇〇事業における 宣伝物等、営業案 内の利用のため | II 2. (1)① の i) ii) | E-mail □ |
| ㈱B | 〇〇事業における 宣伝物等、営業案 内の利用のため | 2. (1)①の i) ii) | 東京都千代田区 〇〇 TEL △△ E-mail □ |

与信事業者は、第三者としての個人情報情報機関に対し個人データを提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。その場合には、個人データが個人情報情報機関の会員企業及び当該個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関並びにこれらの会員企業にも提供されることを書面に明記することとする。その際、個人情報情報機関についての消費者の理解を容易にするための措置を講ずることとする。

[以下略]

② オプトアウト

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、個人の支払能力に関する情報を個人情報情報機関へ提供するに当たっては、法第 27 条第 2 項の規定を適用しないこととし、Ⅱ. 2. (5)①に従い本人の同意を得ることとする。

③ 第三者に該当しないもの

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

・ 共同利用

与信事業者は、法第 27 条第 5 項第 3 号に定める「通知」は原則として書面によることとする。

[以下略]

④ 外国にある第三者への提供の制限

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

ア 与信事業者は、法第 28 条第 1 項に従い、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、施行規則第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定により情報提供が求められる事項に加えて、

- ・ 個人データの提供先の第三者

[同左]

② オプトアウト

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、個人の支払能力に関する情報を個人情報情報機関へ提供するに当たっては、法第 23 条第 2 項の規定を適用しないこととし、Ⅱ. 2. (5)①に従い本人の同意を得ることとする。

③ 第三者に該当しないもの

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

・ 共同利用

与信事業者は、法第 23 条第 5 項第 3 号に定める「通知」は原則として書面によることとする。

[同左]

[新設]

・ 提供を受けた第三者における利用目的

・ 第三者に提供される個人データの項目

を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が特定できない場合には、個人データの提供先の第三者に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で同意を得ることとする。当該情報としては、次に掲げる例が考えられる。

(例)

・ 提供先の第三者の範囲や属性に関する情報

また、事業者があらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさ及び文章の表現を変えること等により、外国にある第三者への提供に関する条項が他の個人情報の取扱いに関する条項等と明確に区別され、本人に理解されることが望ましい。

イ 法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由（提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）を情報提供するとともに、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供しなければならない。例えば、本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっており、当該候補となる外国の名称等、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能であ

るにもかかわらず、これを本人に情報提供しなかった場合は、同項及び施行規則第 17 条第 3 項に基づく適法な情報提供とは認められない。したがって、この場合、与信事業者は、同条第 2 項から第 4 項までの規定により情報提供が求められる事項を本人に改めて提供した上で、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。なお、改めて情報提供する際には、Ⅱ. 2. (5) ④アにおける規定にも留意することとする。

また、与信事業者は、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には、本人の求めに応じて、施行規則第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項について情報を提供することとする。また、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて、同項第 3 号に掲げる事項について情報を提供することとする。このような情報提供の求めが可能である旨をⅡ. 2. (5) ④アに定める書面における記載を通じて本人に認識させるとともに、Ⅱ. 2. (4) 2) ①に定める「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」に記載の上公表することとする。ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、例えば、情報提供することにより与信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、同項各号に定める情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。情報提供しない場合であっても、与信事業者は、本人に対し、遅滞なくそ

の旨を通知するとともに、その理由を説明することとする（情報提供により個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の具体例については、外国第三者提供ガイドライン6-2-2（提供すべき情報）参照）。

ウ 与信事業者は、個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合に、施行規則第18条第1項第1号の規定により当該第三者による相当措置の実施状況を確認する際には、個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により確認を行うこととする。当該方法は、外国にある第三者に提供する個人データの規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。また、与信事業者は、法第28条第3項及び施行規則第18条に基づき、本人の求めに応じて事後的に情報を提供する旨Ⅱ.2.(4)2)①に定める「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言」に記載の上公表することとする。

エ 与信事業者は、Ⅱ.2.(5)④イ又はⅡ.2.(5)④ウに定めるところにより、外国にある第三者に個人データを提供した場合には、提供先の第三者が所在する外国（Ⅱ.2.(5)④イの場合においては、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合の当該外国）の名称をインターネットのホームペー

ジに掲載を行うこと等により、公表し定期的に更新することが望ましい。

(6) 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 31 条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

与信事業者は、個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するにあたり、法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意を得る（提供元の個人関連情報取扱事業者に同意取得を代行させる場合を含む。）際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、対象となる個人関連情報の項目及び個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

なお、与信事業者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合には、法第 21 条に従い、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないとされていることに留意する。

個人関連情報取扱事業者のうち割賦販売等を業として行う者は、法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する法第 28 条第 3 項に従い、外国にある第三者による相当措置の実施状況を定期的に確認する際には、個人データの内容や規模等に応じて個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法によることとする。

[新設]

(7) 保有個人データの開示（法第 33 条関係）

与信事業者は、保有個人データを開示するに当たっては、その具体的な開示方法に応じて、漏えい等の防止の観点も踏まえて、適切な措置を講ずることとする。例えば、電磁的記録の提供による方法によって保有個人データを開示する場合には、当該電磁的記録にパスワードを付す等の措置を講ずることとする。

(8) 開示等の請求等に応じる手続（法第 37 条関係）

[略]

[削除]

[新設]

(6) 開示等の請求等に応じる手続（法第 32 条関係）

[同左]

(7) 個人データ漏えい等の報告等

① 与信事業者は、保有する匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「加工方法等情報」という。）の漏えいの事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を遅滞なく公表するとともに、事実関係を本人に速やかに通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くこととする。

② 与信事業者は、自己の取り扱う個人データ（受託者が取り扱うものを含む。）の漏えい等の事故が発生した場合には、その事実関係、発生原因、対応策その他の漏えい等に関する事項を可能な限り速やかに、以下のア又はイに従い、経済産業省及び認定個人情報保

護団体に報告しなければならない。

また、加工方法等情報の漏えいの事故が発生した場合にも同様に報告することとする。さらに所属する業界団体等の関係機関に報告することが望ましい。

ア 認定個人情報保護団体の業務の対象となる与信事業者（以下「対象事業者」という。）は、経済産業大臣への報告に代えて、認定個人情報保護団体に報告することができる。認定個人情報保護団体は、対象事業者の事故又は違反の概況を経済産業省に定期的に報告する。ただし、対象事業者は、以下の場合は、経済産業大臣に、逐次速やかに報告することが望ましい。

・ II. 2.(2)に定める機微（センシティブ）情報を含む個人データを漏えいした場合

・ 信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合

・ 漏えい等の発生規模が大きい場合

・ 同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合

・ その他認定個人情報保護団体が必要と考える場合

イ 与信事業者が対象事業者でない場合、経済産業大臣に報告する。

③ 与信事業者は、以下のア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する場

| | |
|----------------------------|---|
| <p>Ⅲ. [略]</p> | <p><u>合は、経済産業省及び認定個人情報保護団体への報告を要しないこととする。</u></p> <p><u>ア ファクシミリやメールの誤送信（宛名及び送信者名以外に個人情報が含まれていない場合に限る。）</u></p> <p><u>イ 内容物に個人情報が含まれない荷物等の宅配を委託したところ、誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合</u></p> <p><u>ウ 郵便物が誤配された場合</u></p> <p><u>エ 本人が申告した連絡先（住所、電話・FAX 番号、メールアドレス等）に誤りがあったこと、又は本人が与信事業者に連絡先の変更を申告しなかったことにより、第三者に FAX 若しくはメールの送信、又は郵便物若しくは荷物の配送をした場合</u></p> <p>Ⅲ. [同左]</p> |
| <p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p> | |